

## 第 43 回県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会の報告事項について

報告事項	(1) 前回懇談会における意見交換内容についての取組状況について ア 精神障害のために措置入院となった者に対する支援のあり方について
取組課題	
措置入院者への支援の充実に向けて、今後、措置入院者が退院した後に県内で転居した場合の引継ぎの仕組み等、四州市が連携した取組を検討するとともに、財政支援、医療体制の整備及び措置入院制度に関する正しい知識の普及啓発等について、国への働きかけ等を検討する。	
実施状況	
<p>1 取組成果</p> <p>四州市の措置入院業務等の担当課による検討会を設置し、次の事項について検討するとともに、取組を実施。</p> <p>(1) 措置入院者本人の同意を前提に、県内で転居した場合、情報を引継いでいく仕組みづくりを検討。「措置入院者への支援に係る情報の引継ぎに関する取り扱い」を策定し、平成29年4月1日から適用。平成29年10月末までに、四州市間で9人の引継ぎを実施。</p> <p>(2) 措置入院者支援の充実に向けた財政支援及び医療体制の整備及び措置入院制度に関する正しい知識の普及啓発等について検討し、平成29年1月11日に「措置入院制度の見直しに関する要望」を厚生労働大臣に提出。(相模原市長が四首長を代表し、厚生労働副大臣に手交。)</p> <p>検討会の開催状況は次のとおり。</p> <p>ア 第1回検討会 平成28年12月8日 情報交換と課題整理、実施可能な施策の検討。</p> <p>イ 第2回検討会 平成29年3月3日 実施可能な施策の具体策の検討。</p> <p>2 今後の課題</p> <p>精神保健福祉法の改正が予定されていることから、今後も四州市で連携し、法改正への対応等の検討を進める。</p>	